

古代からのレポート

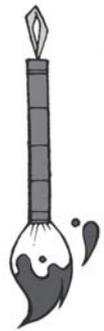
今年(705年)は梅雨明け後に曇天が続く、「観測史上初めて」「五十年に一度の」などの表現が使われる異常気象に見舞われた夏でした。このような天候が続くと稲の生育も気が気でなりません。また、この記事を書いている時にアメリカでは99年ぶりとされるアメリカ大陸横断既日食の報道がありました。

飛鳥(705年)奈良時代の記録である『続日本紀』には様々な天候不順とそれに対する対応策の記事が記されています。

慶雲2年(705年) 4月3日の詔

文武天皇が次のような詔を下しています。「朕(私)は徳の薄い身でありながら、王公の上に位している。天を感動させる程の得も無く、人民に行きわたらせる程の仁政もできない。そのためか陰陽の調和が崩れ、降雨と日照りが適切でなく穀物の作柄が悪く、人民は飢え苦しんでいる。これと思うと心が傷む。五大寺(大安寺・薬師寺・元興寺・弘福寺の四明経(護国三部経とされる法華経・仁王経のひとつ。国を安泰とする経典。後に全国の国分寺に納められる金光明最勝王経もある。)を読ませ人民の苦しみを救わせたい。天下の国々に今年の出挙の利息を免除し、あわせて庸(税)の半分を減らすよう命令する」とあり、秋の収穫の半年前の4月の段階で税を半分免除することを決めています。

同年6月27日 太政官の奏上
「このごろ日照りが続き、田や園地(畑)の



下野市教育委員会 文化財課

作物は葉が日焼けてしまい、育たず、長らく雨乞いをしてもらっても恵みの雨が降りません。どうか都や畿内(近畿地方)の行いの正しい僧たちに雨乞いをさせると共に藤原京の南門を閉じて市場の店の営業を自粛し、雨が降るよう謹言したいと思います。」と早魃の記録。その数行後の7月29日には大和国(奈良県)で大風が吹き民家が損壊した記録。次の行の8月11日には、文武天皇が次のような詔を下しています。「陰陽の調和が崩れ、日照りが10日以上も続いている。人々は飢えに苦しむ、そのため罪を犯し法に触れる者も現れている。そこで天下に大赦を行い、人民と共に心を新たにしたい。死罪以下の者は、罪の軽重に関わらずすべて無罪とせよ。老人、病人、孤児などの社会的弱者のような自活することができない者には、程度に応じて物を恵み与えよ(中略)また、諸国の調(みつぎ)税(半)半分を免除することとする。」この年の10月26日にも社会的弱者とされる高齢者や病人・孤児などに物を与え、税を半減している記録があります。ちなみにこの年の春4月に従四位下の下毛野朝臣古麻呂が兵部卿(現在の防衛大臣のような立場)に任命されています。

景雲3年(706年) 2月26日の報告

河内、摂津(大阪府周辺)、出雲(島根県)、安芸(広島県)、紀伊(和歌山県)、伊予(愛媛県)の7か国で飢饉が発生。4月29日の報告でも河内、出雲、備前(岡山県)、安芸、淡路、讃岐(香川県)、伊予の諸国で飢饉発生。

6月1日には日蝕。4日には京・畿内に命じて管内の名山や大川で雨乞いの儀式を執行。7月28日の大宰府(現福岡県に設置された役所)からの報告。「管内の九国(筑紫・筑後・豊前・豊後・肥前・肥後・日向・大隅・薩摩)と三島(志岐・対馬・種子島)では、日照りと大風で樹木がなぎ倒され、穀物にも損害が出ています。」という内容のため、使者を派遣して調査。罹災の内容に応じて調(税)と徭役(労働力提供の納税)を免除しています。12月1日には日蝕。この年の最後の記事には、この年、全国で疫病がはやり、人民が多く死んだので、初めて土牛(土馬)を作って追儺(12月晦日の大祓)厄払いの儀式を行ったと記されています。

和銅4年(711年) 6月21日の詔

元明天皇が次のような詔を下したことが記されています。「去年(和銅3年)は長雨があつて麦の穂はすっかり傷んでしまい、今年(和銅4年)は日照りで稲田の多くが損なわれた。このように目に遭う人民を憐れに思い、朕(私)は天を仰いで嘆いているが、今、恵みの雨が降ったことは、あらゆる祥瑞よりも勝ることである。朕は人民と共に喜び、一緒に天の恩恵に感謝しよう」

昔も今も

人びとの生活は天候に大きく左右されたことが、古代からのレポートで知ることができます。